

令和 7 ～ 9 年度びわこボート実況アナウンス業務委託

審査会設置要綱

(目的)

第 1 条 令和 7 ～ 9 年度びわこボート実況アナウンス業務委託に係る審査を適正に実施するため、令和 7 ～ 9 年度びわこボート実況アナウンス業務委託審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、令和 7 ～ 9 年度びわこボート実況アナウンス業務委託に係る審査を行う。

(組織)

第 3 条 審査会は、滋賀県総務部びわこボートレース局が選出する職員 5 名で組織する。
2 審査会の会長は、滋賀県総務部びわこボートレース局長をもって充てる。

(審査方法)

第 4 条 審査は、別添「令和 7 ～ 9 年度びわこボート実況アナウンス業務委託公募型プロポーザル実施要領兼審査要領」に基づき実施することとし、あらかじめ定めた評価項目および評価点をもとに、提案書や実技の審査を行い、総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。

(庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、滋賀県総務部びわこボートレース局において処理する。

附則

この要綱は、令和 7 年 1 月 29 日から施行する。